第9章

事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海難事故災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火災災害などの大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海難事故災害対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

- ① 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。)
- ア 浜中漁業協同組合、散布漁業協同組合
- (ア) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため、組合員、漁業関係者等に必要情報を提供、連絡、広報するなどの措置を講じるものとする。
- (イ)職員、組合員等の非常時における参集体制、応急対策活動のための手順書の作成等、 応急体制を整備するものとする。
- (ウ)関係機関相互に連携して実践的な訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関 との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものと する。
- (エ) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- ② 浜中町
- ア 迅速かつ的確な海難事故災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通 信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 職員の非常参集体制、応急活動等に関し、応急対策活動のための手順書の作成等、応 急体制を整備するものとする。

- エ 海難事故発生時における応急活動等に関し、あらかじめ関係機関と協定の締結を行う 等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 海難事故発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難事故発生時の活動手順関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

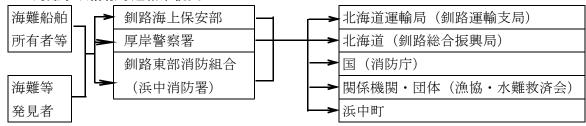
3 災害応急対策

(1)情報通信

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、 情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

連絡系統は下記のとおりとする。

海難事故情報等連絡系統図



(2) 広報

海難発生の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

- ① 実施機関 浜中町
- ② 被災者家族等への広報

被災者家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 家族等の安否に関する情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要と思われる情報
- ③ 旅客及び地域住民等への広報
- ア海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要と思われる情報

(3) 応急活動体制

① 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれのある場合、その状況に応じて応急活動 体制を整え、その地域における災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて 応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実 施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第20節 海難予防及び救出 計画」の定めによるほか次により実施する。

- ① 遭難船舶を認知したときは、釧路海上保安部及び厚岸警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。
- ② 救護のため必要があるときは、地域住民の強力を求め、船舶、車両その他救護に必要な物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(6)消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、釧路海上保安部と釧路東部消防組合 が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施する。

(9) 自衛隊派遣要請の要求

海難事故発生時における自衛隊派遣要請の要求については、「第5章 第21節 自衛 隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

(10) 広域応援計画

海難の規模により浜中町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、道や他の市町村へ応援を要請する。

第2節 道路災害(事故)等対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は国道における車輌の衝突等により、大規模な救急活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害(事故)等」という。」が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し危害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害(事故)等を未然に防止する ため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

- ① 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、事故災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- ② 道路災害(事故)等を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のための手順書等の作成等、道路災害(事故)等応急体制を整備するものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害(事故)等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 道路災害(事故)等時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- ⑥ 道路利用者に対して道路災害(事故)等時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ① 道路災害(事故)等の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ 再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1)情報通信

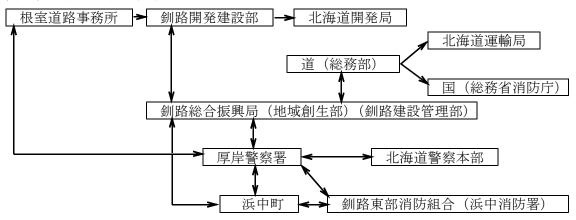
道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等 は次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

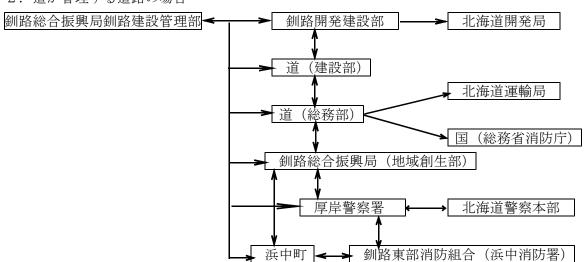
道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は、下記のとおりとする。

情報通信連絡系統図

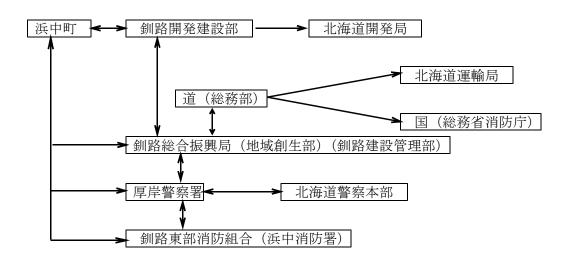
1. 国が管理する道路の場合



2. 道が管理する道路の場合



3. 町が管理する道路の場合



- ② 実施事項
- ア 関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等 を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施にあたり正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

道路管理者(釧路開発建設部・釧路総合振興局釧路建設管理部・浜中町)、浜中町、厚岸警察署

- ② 実施事項
- ア 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つと思われる情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車、町防災行政無線等により、道路災害(事故)等の状況や被災者の状況や安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

- (3) 応急活動体制
 - ① 災害対策組織
 - ア 浜中町

町長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況 に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

② 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現 地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4)避難救出活動

道路災害(事故)等時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出 計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害(事故)等時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び 助産計画」の定めによるものとする。

(6)消防活動

消防機関は、道路災害(事故)等による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、 迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体収容処理並びに埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を行うものとする。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害(事故)等により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより、速やかに対処し危険物による二 次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請の要求

道路災害(事故)等時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛 隊派遣要請計画」の定めるところにより、道(釧路総合振興局)に要求する。

(11) 災害復旧

- ① 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に 行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 道路管理者は、類似の災害の発生防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- ③ 道路管理者は、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定されているもの (例)石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの (例)火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの (例)液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定されているもの (例)毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素

毎初 (シノン化小系、シノン化ノトリリム寺)、劇物 (ホルムノル) こ下、塩系 等) など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号) 等によりそれぞれ規定されているもの

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という。)及び関係機関のとるべき対応は次のとおりとする。

- (1) 危険物等災害予防
 - ① 事業者
 - ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に 対する保安教育の実施、自衛消防組織の設備、危険物保安監督者の選任等による自主保 安体制の確立を図るものとする。
 - イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

- ② 釧路東部消防組合(浜中消防署)
- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立ち入り検査を行い、法令の規定に違反する場合 は、許可の取り消し等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従事者に対する保安教育の 実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
- ③ 厚岸警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類等災害予防

- ① 事業者
- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、 保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る ものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届けるものとする。
- ② 厚岸警察署
- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立ち入り検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道又は北海道経済産業局に対し、必要な措置を要請するものとする。

- イ 火薬類運搬の届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路、方法、火薬類の性状、積載方法等について指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度異常 を呈したとき及び災害が発生したときの届け出があったときは、速やかに道知事に報告 するものとする。
- ③ 釧路東部消防組合(浜中消防署) 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

- ① 事業者
- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険防止規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立 を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

② 厚岸警察署

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立ち入り検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

③ 釧路東部消防組合(浜中消防署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

① 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する る危害防止のための教育の実施、毒物劇物取り締まり責任者の選任等による自主保安体 制の確立を図るものとする。
- イ 毒物・劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

② 厚岸警察署

必要に応じ、毒物・劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

③ 釧路東部消防組合(浜中消防署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

① 事業者

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準 を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱 主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部 科学省、消防機関等関係機関へ通報するものとする。
- ② 釧路東部消防組合(浜中消防署)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者 等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

③ 厚岸警察署

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立ち 入り検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時 における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染されたものを運搬する届け出があった場合、 災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等につい て、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

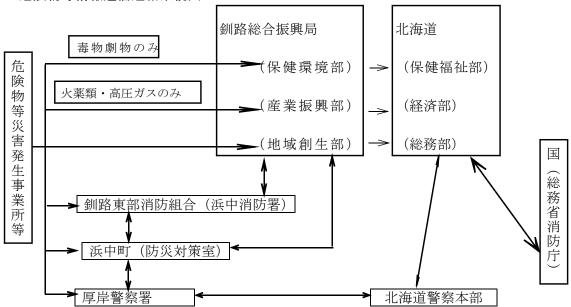
(1)情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は次の とおりとする。

危険物等情報通信連絡系統図



② 実施事項

- ア 関係機関は災害が発生したときに備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段を確保しておくものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関へ連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の中性等 を行うものとする。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施にあたり、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

事業者並びに消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性 同位元素等により放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取締規制担当機関

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車及び町防災行政無線等により、災害の状況や家族等の安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

ア 浜中町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

ウ 災害(事故)対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地に災害対策合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(4) 火災拡大防止

危険物等による、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

② 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、 事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大 防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

(5)消防活動

① 事業者

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関へ速やかに連絡をするとともに、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等の初期消火活動に努めるものとする。

② 消防機関

消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」 の定めによるものとする。

(7) 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び助産 計画」の定めによるものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」 の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣要請の要求

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」に定めるところにより、道(釧路総合振興局)に要求する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、 早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施す る各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止 するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断地帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 予防査察の実施

多数の人が出入りする、医療機関、公民館、事業所等の防火対象物に対して、消防法に 基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(3) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(4) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等の避難行動要支援者等対策に十分に配慮する。

(5)消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

(6)消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な災害の対応力を高める。

(7) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民と相互に連携して実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(8) 火災警報

町長は、釧路総合振興局から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災警報発令条件(実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上のとき)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

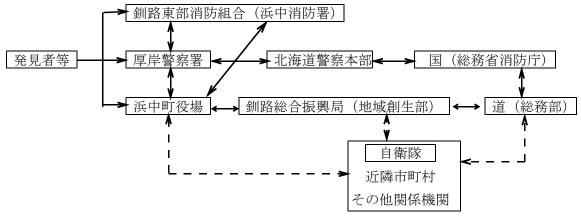
(1)情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、 次により実施する。

① 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統は次のとおりとする。

大規模な火事災害情報通信系統図



② 実施事項

- ア 関係機関は、災害が発生したときに備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段を 確保しておくものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等 を行うものとする。

(2) 災害広報

大規模な火事災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の 防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

町及び関係機関

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車及び町防災行政無線等により、災害の状況や家族等の安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

ア 浜中町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に 応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、 その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係 る災害応急対策を実施する。

ウ 災害(事故)対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地に災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4)消防活動

消防機関は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(5)避難救出活動

大規模な火事災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計 画」の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び 助産計画」の定めによるものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに 埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」 の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 自衛隊派遣要請の要求

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣 要請計画」に定めるところにより、道(釧路総合振興局)に要求する。

(10) 災害復旧

大規模な火事災害時により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、 町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連 携のもと、「第10章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

第5節 その他の事故等の対策

1 人命の危険を伴う家出人等の捜索

本人の意思により又は保護者などの承諾がないのに居住地を離れその所在が明らかでない家 出人等の捜索は、家出人等の家族等(保護者、配偶者、その人の親族、その人を看護している 人)から警察に捜索願いの届け出がなされ、町の区域において、人命の危険を伴い又は災害に 遭遇していると想定される場合は、警察からの捜索協力依頼に基づき、町は警察の指示の基に、 本来の通常業務に支障のない範囲内で捜索に協力するものとする。

その際、必要に応じ、町から消防機関に対し捜索協力を依頼するものとする。

また、認知症、精神障害等が原因で徘徊等により行方不明となった者について、家族等から 警察に捜索願いの届け出がなされ、町の区域において、人命の危険を伴い又は災害に遭遇して いると想定される場合は、警察からの捜索協力依頼に基づき、町は警察の指示の基に、本来の 通常業務に支障のない範囲内で捜索に協力するものとする。

その際、必要に応じ、町から消防機関に対し捜索協力を依頼するものとする。

2 山林等に入り帰宅しない等の人の捜索

山林等に入り帰宅しない等の場合で、家族等(保護者、配偶者、その人の親族、その人を看護している人)から警察に捜索願いの届け出がなされ、町の区域において、人命の危険を伴い 又は災害に遭遇していると想定される場合は、警察からの捜索協力依頼に基づき、町は警察の 指示の基に、本来の通常業務に支障のない範囲内で捜索に協力するものとする。

その際、必要に応じ、町から消防機関に捜索協力を依頼するものとする。

3 河川・海岸・岸壁等での水難事故等における行方不明者の捜索

町の区域の、河川・海岸・岸壁等からの転落等によると見られる行方不明者の捜索について、 犯罪捜査及び公共の安全と秩序維持のため必要がある場合は、警察が、港湾・漁港区域及び海 上においては海上保安部が、その捜索活動等を行う。

その際、警察又は海上保安部からの捜索協力依頼に基づき、町は警察又は海上保安部の指示 の基に、本来業務に支障がない範囲内で捜索に協力するものとする。

また、必要に応じて、消防機関、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難所へ捜索協力を依頼するものとする。

また、犯罪等の恐れが無く、既に死亡していると推測され場合の捜索については、警察又は 海上保安部及び家族等と協議の上、警察又は海上保安部の指示の基に、本来業務に支障がない 範囲内で捜索に協力するものとする。

その際も、必要に応じて、町から消防機関、北海道海難防止・水難救済センター浜中町救難 所へ捜索協力を依頼するものとする。

4 行方不明者等の捜索に係る民間重機・資機材等の借り上げ等に係る費用負担

行方不明者等の捜索に必要と思われる、民間の重機、車輌、船舶・資機材等の借り上げ等については、警察、海上保安部、消防機関と協議の上、必要に 応じ町において判断し、民間機関等に要請、依頼するものとし、費用についても町で負担することとする。

なお、状況により、原因者、家族等に対して費用を負担させようとする場合は、あらかじめ 原因者、家族等の了解を得た上で、重機等を要請、依頼するものとする。